

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘が窃盗の容疑者に。
どうなってしまうのでしょうか。

28歳の次女についてのご相談です。私は地方で薬局を経営しています。長女は無事薬剤師になって結婚し、他県で働いていますが、次女はうまくいかず、大卒後は福祉の仕事をしています。あまり面白くなさそうなので、親としては早く結婚をと願っていますが、思ったようにはいきません。

実はこの娘に一大事が起きました。窃盗容疑で、警察が家に来たのです。なんでも、コンビニでバッグを盗まれたとの被害届が出て、防犯カメラから、席に置き忘れたバッグを、手に取つて出た娘が特定さ

れたとのことでした。娘は家にいて、警察に自分の部屋を見せましたが、いつもゴミ屋敷のような部屋から、派手なオレンジ色の小さなバッグが出てきました。警察が中を開け、被害届にある現金1万円がないと。被害者の話では、財布ではなく、そのままバッグに入れていたとのことで、小銭入れはありました。娘が言うには、職場からの帰

りに甘い物を買い、コーナーで食べた際、女性がバッグを忘れていたので、後で届けようと思つて家に持ち帰り、届けるのを忘れていたのだと。娘は後日、警察の事情聴取に行きますが、われわれがいくら聞いても、現金は元からなかつたと言い張ります。

このままだと娘はどうなるのでしょうか。

娘さんの行為は立派な窃盗。
刑事事件に詳しい弁護士を見つけましょう。

きつい言い方かもしれません
が、それは立派な窃盗ですね。
犯行場所はコンビニ、被害品は
バッグであつて、中にあつた現金
ではありません。

現金が入つていたかどうか、
それを娘さんが盗つたかどうか
は窃盗の成立には無関係で、情
状に過ぎません。ですので、現
金は入つていなかつたといった弁
解は、何の役にも立たないどころか、むしろ有害です。

考えてもみてください。その
女性が知人であつたならばとも
かく、名前も住所も連絡先も知
らなくて、どうやつてそのバッグ
を返すのでしょうか。ばかも休
み休みと言えと警察は言つてしま
う。認めたくないかもしれません
が、娘さんは不法領得の意思
をもつて、他人の財物を窃取し
た窃盗罪を犯し、これは「10年
以下の懲役又は50万円以下の罰
金」になります（刑法233条）。

初犯だし、被害品の金額自体
さほど高額ではないので、認め
て賠償をし、反省すれば不起訴
(起訴猶予)になるでしょうが、
このままだと、もしかしたら逮

捕されるかもしれないし、もち
ろん不起訴にはなりません。罰
金（略式請求）でも終わらない
ので、公判請求になるでしょう。
となれば、もし運良く執行猶予
がついても前科になつてしま
ます。

一日も早く、刑事事件に詳
い弁護士を見つけて、今後の見
込みをきちんと話して、娘さん
に納得してもらいましょう。被
害女性に謝つて相応額を賠償し、
示談書の中に宥恕する文言を入
れてもらえれば、起訴猶予にな
きたいと思います。

さてその先の話ですが、娘さ
んが窃盗という大それたことを
してかした原因については、き
ちんと話し合い、専門家の判断
も仰いで対処されたほうがよい
と思いますよ。なんらお金に困
ついていなくても、万引きなどを
繰り返す人は珍しくありません。
起訴猶予になつても警察の前歴
には残るので、次に何かしでか
した場合はそう簡単には済ま
れないこともぜひ考えていただ